

屋外広告物の許可手続

屋外広告物の許可の申請は、下表の管轄区域に該当する東部県土整備局、各総合県民局又は権限移譲を受けた市町へ提出する。

- 許可申請書を提出する際には、必要書類を添付すること。また占有許可や工作物など他の法令に係る屋外広告物である場合は、関連する法令の確認等が必要である。
- 許可申請書の提出の際には、所定の手数料を徳島県の収入証紙で納付し、許可書と許可証(シール)を受け取り、屋外広告物の竣工の際に、その屋外広告物に許可証(シール)を貼り付けることが義務付けられている。
- 許可期間は、原則1年以内であるが、堅ろうな広告物等(鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造された広告板、広告塔等)については、3年以内となっており、許可期間を超えて広告物等を設置する場合は、更新申請書を提出する必要がある。(注：更新申請の有無にかかわらず、3年程度で広告物の自己点検を行い、安全性を確保するように努めること。)
- 許可を受けた広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、変更許可申請書を提出しなければならない。ただし、広告物等の面積若しくは高さに変更を加えない、又は当該許可の条件に反しない程度の通常必要と認められる修繕、補強又は塗替え等の軽微な変更又は改造については、変更許可を受けなくてもよい。

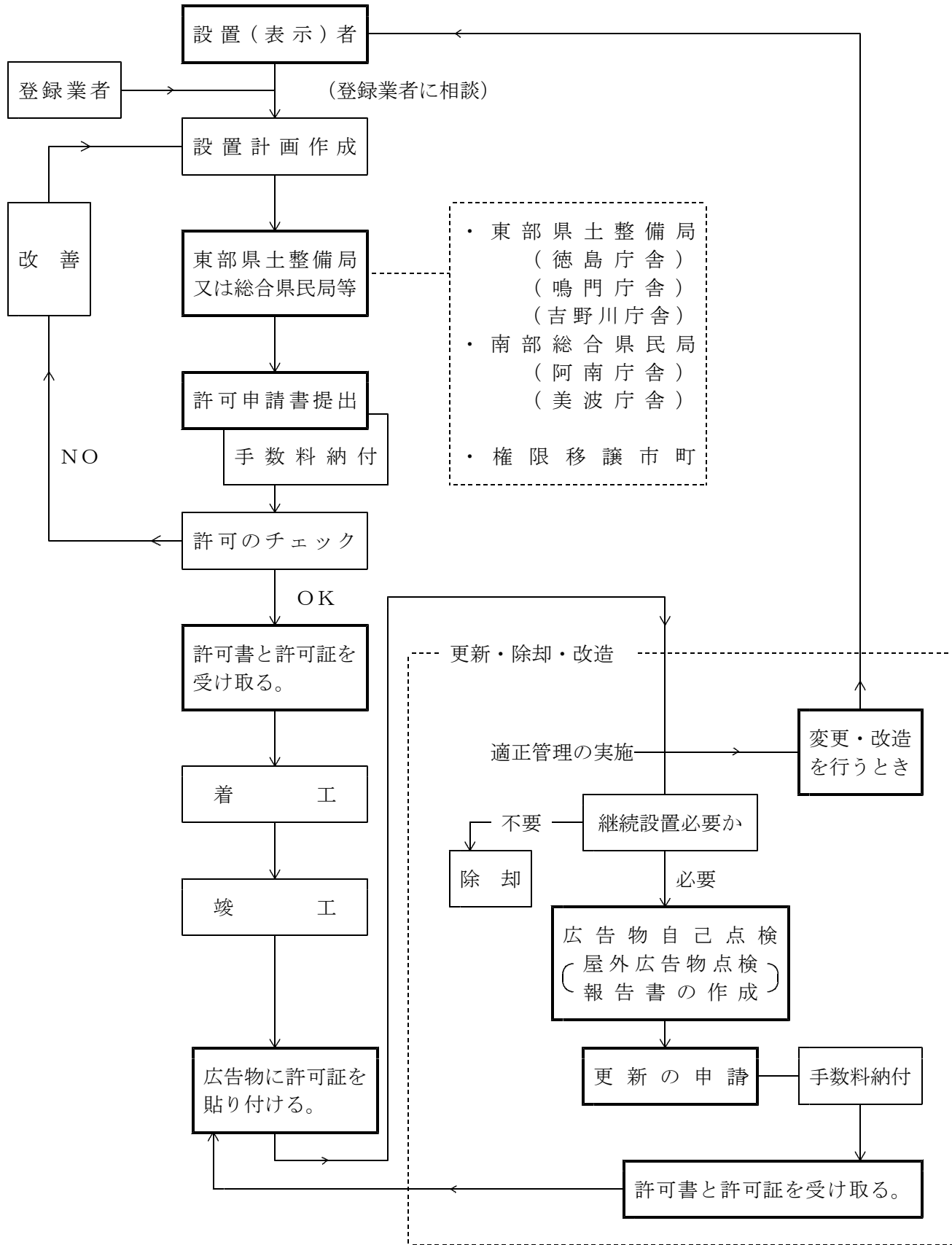
表一屋外広告事務担当一覧

名 称	住 所	管 轄 区 域
東部県土整備局 〈徳島庁舎〉	〒770-0865 徳島市南末広町6-36 電話 088-653-8838	徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町・佐那河内村・神山町・北島町
東部県土整備局 〈鳴門庁舎〉	〒772-0017 鳴門市撫養町立岩字七枚128 鳴門合同庁舎 電話 088-684-4584	鳴門市・松茂町・板野町
東部県土整備局 〈吉野川庁舎〉	〒779-3304 吉野川市川島町宮島736-1 吉野川合同庁舎 電話 0883-26-3731	吉野川市・阿波市・石井町・上板町
南部総合県民局 (県土整備部)	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 阿南庁舎 電話 0884-24-4235	阿南市
南部総合県民局 (県土整備部)	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁財天17-1 美波庁舎 電話 0884-74-7462	美波町・牟岐町
美馬市	〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 美馬市役所 環境衛生課 電話 0883-52-8020	美馬市
三好市	〒778-0002 三好市池田町マチ2145-1 三好市役所分庁第二庁舎 管理課 電話 0883-72-7681	三好市
那賀町	〒771-5406 那賀郡那賀町延野字王子原31-1 那賀町役場分庁 建設課 電話 0884-62-1167	那賀町
海陽町	〒775-0295 海部郡海陽町大里字上中須128 海陽町役場海南庁舎 建設課 電話 0884-73-4159	海陽町
藍住町	〒771-1292 板野郡藍住町奥野字矢上前52-1 藍住町役場 建設課 電話 088-637-3122	藍住町
つるぎ町	〒779-4195 美馬郡つるぎ町貞光字中須賀42-1 つるぎ町役場本庁分館 建設課 電話 0883-62-3115	つるぎ町
東みよし町	〒771-2595 三好郡東みよし町昼間3673-1 東みよし町役場三好庁舎 建設課 電話 0883-79-5342	東みよし町

注：許可申請書は、東部県土整備局、各総合県民局又は権限移譲を受けた市町で受け付けています。

徳島県県土整備部都市計画課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話 088-621-2566

図一屋外広告物許可の手続



注：東部県土整備局、各総合県民局又は権限移譲を受けた市町にある地域区分図等で設置場所を確認のこと。
 なお、高さが4メートルを超える広告物等の場合は、別に工作物の建築の確認申請が必要である。

許可手数料一覧表

表 1 - 許可手数料

		表示面積	単位	金 額
建物利用広告物	壁面利用広告物 (壁面広告物 又は 突き出し広告物)	30㎡を超えるもの	1件	1,000円に30㎡を超える部分が10㎡以内の面積ごとに500円を加算した金額
	屋上利用広告物 (屋上広告物)	30㎡以下のもの	1件	2,000円
		30㎡を超えるもの	1件	2,000円に30㎡を超える部分が10㎡以内の面積ごとに1,000円を加算した金額
独立広告物 (敷地内広告物、 野立ての広告物)	10㎡以下のもの	1件	2,000円	
	10㎡を超えるもの	1件	2,000円に10㎡を超える部分が10㎡以内の面積ごとに2,000円を加算した金額	
堅ろうな広告物等		上記の手数料の額に百分の三百を乗じて得た額とする。		

表 2 - 早見表

表示面積 (㎡)	壁面利用広告物 (円)		屋上利用広告物 (円)		独立広告物 (円)	
	通常の広告物等	堅ろうな広告物等	通常の広告物等	堅ろうな広告物等	通常の広告物等	堅ろうな広告物等
(超~以下)						
~10			2,000	6,000	2,000	6,000
10~20			2,000	6,000	4,000	12,000
20~30			2,000	6,000	6,000	18,000
30~40	1,500	4,500	3,000	9,000	8,000	24,000
40~50	2,000	6,000	4,000	12,000	10,000	30,000
50~60	2,500	7,500	5,000	15,000	12,000	36,000
60~70	3,000	9,000	6,000	18,000	14,000	42,000
70~80	3,500	10,500	7,000	21,000	16,000	48,000
80~90	4,000	12,000	8,000	24,000	18,000	54,000
90~100	4,500	13,500	9,000	27,000	20,000	60,000
140~150	7,000	21,000	14,000	42,000	30,000	90,000
190~200	9,500	28,500	19,000	57,000	40,000	120,000
290~300	14,500	43,500	29,000	87,000	60,000	180,000
490~500	24,500	73,500	49,000	147,000	100,000	300,000

注：堅ろうな広告物等とは、鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造された広告板、広告塔等。